

令和 7 年 6 月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和 7 年 6 月 2 0 日開会

丸亀市農業委員会

令和7年6月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年6月20日（金） 午前9時30分～午前11時00分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 39人

農業委員 12人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 和泉 弘美 | 11. 竹内 章雄 | 14. 松永 哲夫 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 12. 松永 哲之 | 15. 尾崎 義美 |
| 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 13. 竹田 久義 | 16. 松下 孝江 |

農地利用最適化推進委員 27人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 18. 宮武 俊博 | 25. 古竹 義弘 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 19. 喜來 聖則 | 26. 村山 雅美 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 20. 新居 勉 | 28. 竹林 俊一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 21. 山本 清秀 | 29. 山本 敏一 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 22. 深井 正隆 | 30. 三谷 孝治 |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勳 | 23. 佐藤 久男 | |

欠席委員 7人

農業委員 4人

- | | |
|----------|-----------|
| 2. 田中 浩信 | 8. 富田 等 |
| 4. 内田 久夫 | 10. 小松和貴子 |

農地利用最適化推進委員 3人

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 12. 大西 浩 | 17. 田中 正隆 | 27. 徳永 善史 |
|----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明	主 査 佐々木武志	主 任 宮内 隆匡
事務局次長 山田 健司	主 査 能田 昌吾	

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 令和８年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について
- 3 農地パトロール調査について
- 4 その他

報 告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

- 議案第３０号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について
- 議案第３１号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について
- 議案第３２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について
- 議案第３３号 非農地証明願について
- 議案第３４号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

- 報告第１１号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について
- 報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による通知確認について

その他

●事務局長（大西良明君）

おはようございます。令和7年6月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず、総会の次第、現地確認アプリの操作方法について、これは農政に関する議題の3番で使用します。次に、業務テキストとして2025年度版農業委員会業務必携、研修テキスト1、2、3とありまして、農業委員会制度、農地法、農地関連法制度と色違いのテキストが3つあります。その下に普及センターだより、最後に図書目録ということになっております。皆さんお手元にお揃いでしょうか。事前にお送りしています議案書等書類もお出しください。推進委員の皆さまは、総会出席は、最適化活動に該当しますので、本日出席した件、青色の記録セットにご記入ください。携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫）

おはようございます。地区によっては田植えも終わったところも御座いますし、まっ最中という所も御座います。私のところも昨日、代を掻いたということで疲れ気味です。今年は米価が少し上がり基調なので、張り切っていると思いますが、小泉進次郎農林水産大臣が出場してからは、米価も上がったり下がったりして、どうなるか分かりませんが、いずれにしてもこれから皆さん農作業大変だと思いますが頑張ってくださいと思います。今日もたくさん議題が御座いますし、4月から始まりました地域計画の変更も出ていますので、ご協議、ご審議をよろしくお願いいたします。それでは、本日の出席委員さんは、遅れている方もいらっしゃると思いますが、今のところ11名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、7番の山根委員さん、9番牛田委員さんをお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

農政に関する議題として、議題1 地域計画の変更について、議題2 令和8年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について、議題3 農地パトロール調査について、議題4 その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは議題 1 番 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いいたします。

●農林水産課（造田忠彦君）

皆さんおはようございます。農林水産課の造田と申します。よろしくお願いいたします。着座して説明させていただきます。お手元の地域計画変更等理由書括弧総括表というものと位置図、こちらの 2 つを見ながら説明させて頂きたいので、お手元にご準備をお願いします。農振除外の手続き同様に、農地転用申請前に、対象農地を地域計画区域内から除外する手続きが必要になります。6 月 10 日締切分の地域計画変更申出が提出されましたので、ご報告とともに反対意見が無ければ、地域計画変更の手続きを進めさせて頂きたいので、よろしくお願いいたします。なお、今から説明させていただく農地はすべて、地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており除外の同意は頂いています。それでは、総括表をご覧ください。

【番号 1～9 の各案件説明】

今後のスケジュールですが、香川県農地機構にもご意見を頂きまして、反対意見等なければ、意見書が揃ったところで地域計画変更案の公告縦覧を 2 週間行います。意見がなければ 7 月 20 日頃に、地域計画の変更の公告を行い、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、8 月 5 日締め農地転用の申請手続きを行ってもらうようになります。早ければということになりますが。ですので、変更後、転用業者がスムーズに申請すれば、2 か月後の 8 月 20 日の定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。今後、毎月このようなスケジュールで、説明させていただくようになりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上になります。何か質問はありますか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、この件について何かご質問、ご意見等御座いませんか。4 月から地域計画の変更が出ていますし、これから毎月出ると思います。また、これに引き続いて転用案件としても、2 か月後に出る予定ですので、各地区の皆さんご確認を頂けたらと思います。ご意見御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので、地域計画の変更については、異議のないものといたします。造田

さん、ありがとうございました。

●農林水産課（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

それでは議題 2 番 令和 8 年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

おはようございます。農業委員会事務局次長の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資料のほうですが、事前にお送りしております、令和 8 年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見県提出への要望についてという資料をご覧ください。委員の皆様には切実なご意見、ご要望を多数ご提出いただきありがとうございました。今回は、県提出向けのご意見を農業委員会の主要業務ごとに分けて整理集約いたしましております。本日の総会で承認されましたら農業会議に提出したいと思います。農業会議では、各市町から提出された意見を 7 月の常設審議委員会で検討し、8 月下旬に県知事あてに提出する予定です。なお、頂いた意見の中で市向けの要望、提案も多くございました。こちらにつきましては、9 月か 10 月に役員会に諮ったうえで、提出案を総会でご承認いただき市長及び市議会議長に提出する予定です。それでは、要望を読み上げさせていただきます。まず 1 枚目、担い手への農地利用集積・集約化についてでございます。まず上段の提案理由ですが、令和 7 年度から地域計画がスタートし、農地の貸借手続きは農地機構を通した貸借に一本化され、農用地利用集積等促進計画に基づいた手続きが行われている。今後、地域計画、目標地図の達成に向けた農地の集積・集約化を図るうえで、制度改正に伴う貸借の仕組みや変更点について、より丁寧な説明、十分な周知等が必要と考える。下段の提案内容についてでございますが、本市を含め県内では地域計画が策定され、目標地図の見直し、変更や農地の貸借については、農地機構をはじめ、市町、農業委員会など関係機関による事務手続きが必要となることから、それぞれの立場や役割、手続きの流れ・必要書類など、貸し手・借り手のやり取りがスムーズにできるよう、これらの情報を具体的に取りまとめたチラシの作成、ホームページへの掲載等を検討していただきたい。また、J Aなどが開催するイベント・行事において、農地機構や農業委員会が共同で農地等に関する相談窓口を設け、貸借の仕組みや手続きに関する周知・啓発のほか、新規就農者や新たな農地の

借り手の取り込みなど、農地の集積・集約化の促進に向けた対策等を図られたい。これに関しては、県内では 188 地区、本市でも全地域を対象に 10 地区で地域計画が策定されています。そして、計画、目標地図の達成に向け、担い手への農地の集積集約をより効果的に促進していくために、機構を通した申請が必須となっております。これらの点について、特にこれから新規就農や経営拡大を目指す方たちに、広く当制度を知っていただき、理解していただくために提案したいと考えます。

1 枚めくっていただいて、遊休農地の発生防止と解消についてでございます。提案理由が、毎年 1 回の農地利用状況調査及び意向調査を実施するほか、日常的な見守りや声掛けなど遊休農地の発生防止、早期発見に努めているが、本市でも、特に山間部にかけて農地の荒廃化が進み、雑草雑木が繁茂したまま放置されるなど、優良農地の保全が困難になっている。様々な事情により農地として利用、あるいは維持・管理が困難となるケースが増え、周辺の営農や生活環境に悪影響を及ぼしている昨今、農業委員会等には、管理不全農地に対して多くの苦情が寄せられている。下段の提案内容ですが、現在、農地機構や農業委員会でも農地の新たな借り手が見つからない状況が危惧されており、今後、認定農業者や農業法人等での保全管理が困難な農地については、県が推進する多様な農業人材、兼業農家、定年帰農者等を活用した取組が重要となる。この取組をより推進するためには、昨年度、県が創設した多様な人材として認定された担い手への支援制度について、今後の状況や実績を踏まえ、より積極的な広報、また、補助内容や補助額等の拡充についても検討していただきたい。もう一点、地域コミュニティで遊休農地を管理する仕組み等を構築できないか。県内でモデル地区を選定し、例えば、用水路の井出ざらいやため池の草刈り等と同様に、地域住民による遊休農地の保全・管理、また、それに対する助成金など支援策の検討をお願いしたい。これに関し、県事業である多様な農業人材支援事業に関して、昨年度も少し要望をさせていただきましたが、この制度は認定農業者でなくても兼業農家や定年後に就農する方なども対象としており、農業用機械の購入や施設整備に対する助成金制度で、新規就農の促進、また、離農に歯止めをかける意味でも、今年度においても、引き続き要望したいと考えております。続きまして、3 ページ目、新規就農の促進についてでございます。上段の提案理由ですが、日本の農業は様々な問題や課題に直面しているが、人手不足は最も深刻な問題として挙げられる。新たに農業を担う者を積極的に広く取り込み、新規就農者の育成や農業法人の設立、更には、兼業農家、定年後の就農希望者など多様な人材の確保・育成・定着を推進していくことが農地の維持、さらには、地域計画の達成や地域農業の発展に不可欠である。下段の提案内容ですが、若い世代の方たちに、農業が魅力的な職業として捉えてもらえるような広報活動や情報提供が重要である。香川県には全国に誇れる農産物が数多くあり、台風や大雨等の災害が少ないなど、香川ならではの魅力やメリットについて、これから就職や転職等

を考えている人たちに積極的なPR等を図っていただきたい。県内でも大学生向けの就職相談会をはじめ、都市部でのUIターンや移住相談会を開催されているが、そうした場などを活用し、認定農業者や農業法人の方にも協力してもらい、実際に農業に携わる方たちから農業のやりがいや生計の立て方、働き方などを直接伝える機会等を設定していただきたい。これに関しましては、すでに県などでも行われている事業ではあるかと思いますが、手法等を工夫しながら、継続して取り組んでいただければと考えて提案しております。最後4つ目になります。その他でございます。上段の提案理由、まず一つ目、少子高齢化が進み、遊休農地が年々増加傾向にある中、多くの外国人労働者が日本で農業を学びながら、地域の農業を支えている。一方で、農業に関心を持ち、就農を希望する若者や定年を迎えた方からは、農業を始めるための知識や手順等が分からず、気軽に農業を体験し、学びたいとの声を聞く。下段の提案内容についてですが、農業を始めるきっかけとして、実際に農業に触れながら知識や技術を習得できるとして市民農園での体験や、最近では地域に滞在しながら農業や住民との交流が楽しめる農泊が人気となっている。県内でもそうした取組が行われているが、より多くの方に農業に触れていただく多様な機会を提供するために、認定農業者や農業法人と協力し、遊休農地などを利用した農業体験・技術指導が行える環境づくりや取組等を強化されたい。もう一点ですが、提案理由が、米の価格上昇が続き、消費者や食品業界に大きな影響を及ぼしており、国も価格の安定化に向けた対策に迫られている一方、農家にとっては米価の低迷を抜け出せるといった期待感もあり、今後、適正な価格が維持されることで、米農家や米生産量の増加につながるのではないかと考える。提案内容が、今回の米不足や価格の上昇、また、近年の気候変動等による野菜価格の高騰が問題となっはいるものの、国民に農業の現状を広く知ってもらうとともに、食と農の大切さを理解していただく良い機会と捉える。この機に、農業従事者の所得や経営保障をはじめ、食料の安定供給が保持されるよう、生産者・消費者にとって適正な農産物の価格形成や生産者へのきめ細やかな支援など、若い担い手が将来に希望をもてる抜本的な改善策を早急に検討していただけるよう国に要請されたい。以上になります。今回の要望では、農業従事者の高齢化や担い手不足、それに伴う遊休農地問題、そして、農業者への手厚い支援等に関するご意見が多かったように思います。今回の米問題で、国も本腰を入れて、農業施策に取り組んでいくと思われませんが、農業が持続可能なものであるためにも、やはり新たな担い手を一人でも多く増やしていくことが重要かと考えますので、農業委員会組織からも県、そして、国のほうへ声を届けることが重要であるかと思ひます。以上を意見として農業会議に提出したいと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

今説明ございましたけれども、事前に送っていると思うんですけど、皆さん方のご意見を纏めたような恰好となっています。内容的には、今、詳しく説明いたしました。事前にご覧いただいておりますけれども、改めて何かご意見、ご質問ございませんか。今の意見に対しまして。

●会長（松永哲夫君）

今回纏めましたものを県の農業会議に提出しまして、県の農業会議では、県知事宛に要請をするようにしています。こういったなかで、何点かずつ改善されておりますし、また、回答もいただいております。先ほど申し上げました多様な農業人材の支援については、昨年度から始まった事業でございます。そのように要望が少しずつ届いておると思いますので、皆さんの要望を、是非、上げて頂いたらと思います。また、市長に対する要望は別途出して頂きます。皆さんこれでよろしいでしょうか。ご質問が無いようでしたら、この令和8年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見については、異議の無いものとして農業会議に提出することといたします。なお、市向けの意見につきましては、役員会に諮りました上で9月の総会で審議し、10月の総会終了後、市長、市議会議長に提出するということです。まだ、意見を出されていないという委員さんがいらっしやいましたら提出して頂ければと思います。

●会長（松永哲夫君）

それでは続いて、議題3番目農地パトロール調査について説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。農地パトロール調査につきまして、例年どおり6月下旬からの実施を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。農地パトロールは、農地法に規定されている、農業委員会の主要業務の一つであり、農地の利用状況と併せて荒廃した農地はないか、毎年1回この時期に実施する法令業務となっています。昨年からは、本格的にタブレット端末を使って、担当地域内の農地を巡りながら現場で画面をタップして簡単に結果を入力できるようになり、調査効率が大幅にアップしました。便利なアプリケーションですが、使用されてから丸1年が経ちますので、本日、お配りしておりますタブレットの取扱い説明書を各自でご確認のうえ、調査に当たっていただければと思います。調査地区に関しては、説明書の最後から2ページ目の令和7年度農地パトロール班割表の資料を付けさせて頂いておりますのでご確認頂いて、調査前に班ごとで調整等を行っていただいてもよ

ろしいかと思います。その他、注意していただきたい点として、次のページ、最後から1枚目ですが、その他特記事項として、まず、1の遊休農地の区分については、15ページに緑・黄・再生困難の基準を示していますので、こちらを参考に判断し入力等お願いいたします。今日、お配りしております業務必携のテキスト26ページ、27ページにも判断基準が掲載されていますので、こちらも参考にしてください。3の活動の見える化については、パトロール中における名札・帽子・腕章の着用をお願いします。4の農業委員活動記録セットへの記帳ですが、農地パトロールは、付加報酬の支給対象となりますので忘れずに記帳をお願いします。これまでは、活動記録簿についても合わせて記入・提出をお願いしていましたが、今回からは、活動記録セットの方だけに記入をしていただき、8月か9月、遅くとも10月の定例総会までにご提出いただければと思います。最後に、調査は、6月下旬から開始していただき、8月末を目途に調査を完了していただく予定とさせていただいております。調査終了後、タブレット端末については、委員さんのほうで各自お持ちいただいて、今後、必要に応じて活用していただければと思っております。ただし、持っておくのに支障等がある方は、事務局のほうまでお返しいただいて結構かと思います。その他、タブレットの取り扱いなど不明な点があれば、事務局または各市民総合センターにお問い合わせください。それでは、梅雨の時期ではありますが、すでに真夏のような暑さになってきておりますので、熱中症など体調には十分に気を付けていただき、調査に当たっていただければと存じます。以上、よろしくお願いいたします。

●事務局長（大西良明君）

はい。山田次長の説明の補足を幾つかさせていただきます。現地確認アプリの操作方法についてという資料をご覧ください。まず、7ページ。簡単コード4桁ですが、皆さん覚えてらっしゃるでしょうか。後、先ほど説明にもありました15ページの農地の判定区分について皆さん迷われるかと思いますが、迷った場合には少し甘めにつけていただけたらと思います。再生困難というのは、20年以上、自然潰廃しているということで、中々、再生困難と判定するには時間がかかるのですが、見た目もこの農地が使えないだろうということで、再生困難に判定しがちなんですが、たぶん、ほとんどの所が、不耕作である黄色が多くなってくるんだと思いますが、山手になると再生困難になるのかなと思います。入力する区分は、右上の所に耕作中と書いてありますが、耕作中、不耕作緑、不耕作黄色、再生困難の4つのみの選択になると思います。耕作中に関し、年に2回ぐらいは管理されているよねという情報がある場合は、少々雑草が生えていても耕作中に入れて頂いて結構です。それと17ページから19ページにかけて、一括更新、複数選択をしてまとめて入力をする機能、こ

の機能を必ずお使いください。一番最後のページのその他特記事項のところにも書いてありますが、まず、日常のパトロールで把握している遊休農地、管理が出来ていない農地をまず最初に確認して、不耕作緑か不耕作黄色、或いは再生困難を入力すると、後で家に帰って、ゆっくり涼しい部屋で耕作中の所は、一括選択で潰していってくれたらと思います。圧倒的に耕作中の農地のほうが多いので、一筆一筆見る必要はございませんので、とんでもなく時間が掛かりますので、まず、遊休農地を入力して、その後、耕作中の農地を纏めて入力ということで、よろしくお願いします。それと説明の中で、タブレットは返さなくていいよというお話があったと思いますが、ある推進委員さんからタブレットをずっと貸与しておいてくれたら、相談があった時にすぐその農地が確認出来るということで、出来たらずっと引き続き使わせて頂きたいというお話がありました。ただ、欠点がございます、まず、農業委員さんにはお渡しできないと、これは申し訳ないんですが、それと所有者の名前について、農地台帳が登載されていますので確認できますが住所地までは確認出来ないのと、それとタブレットの地番図データが古いため、事務局で使っている農地台帳システムの情報がタブレットに載っていないと、皆さんがパトロールをしていて、ここ農地やのに赤いマークがついていないというところがあったかと思います。今回も同じような現象となっています。ここ農地やのに、調査対象である赤いマークがついていないということで、これは紐づけとありますが丸亀の場合、紐づけ率が80%なので、農地台帳システムの農地の内、2割がタブレットに反映させられないということで、そういった欠点がございます。そういった欠点を知った上で、例えば、農地の日常の見回りで、前回はこの辺りの農地を見たんで、今日はこの辺りを見てみようという時に、ちょっとタブレットを開いて確認するのに非常に便利だと思いますので、そういった使い方を中心に、日々タブレットを活用して頂けたらということでお返ししなくていいというふうにしております。強制ではございませんので、壊れたら責任が嫌だという場合は、終わったらそのままお返し頂けたら結構です。タブレットの説明については以上です。何か質問はございませんか。

●農業利用最適化推進委員（宮武俊博君）

室内の作業は時間に含めていいんでしょうか。

●事務局長（大西良明君）

はい。この作業は、すべて活動時間に含めてください。例えば、家で回る計画をたてる時間も活動時間に入ります。

●農業利用最適化推進委員（宮武俊博君）

分かりました。

●会長（松永哲夫君）

それでは、他に質問ございませんでしょうか。推進委員の皆様は昨年、一度お使いになっておられるので、大体の要領を掴んでおられると思うんですけど、農繁期の忙しい時期が終わりまして、暑い時期が続きますので熱中症等に注意して取組んで頂けたらと思います。他に議題ございますか。

●事務局長（大西良明君）

はい。他にはございません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 番 定例農家相談会の開催結果について報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

それでは、前回の農家相談の結果についてご報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は 5 月 27 日松永会長で、市役所本庁開催分は 6 月 5 日山根委員で、綾歌市民総合センター開催分は 6 月 10 日竹内副会長で、午前 9 時から 11 時の間で受付を行い、飯山センターで 3 件、綾歌センターで 1 件相談がございました。飯山センターの相談内容ですが、まず 1 件目、現状農地の管理が困難であるため、今後どのように対応していけばよいか、また、農地の貸借とかができる場合、どのような手続きになるのかといった相談でした。回答といたしましては、まず相続未登記のようなので、相続登記が必要であることを伝え、同日ちょうど飯山センターで農地機構の貸借相談会開催日であったため、そちらの会場をご案内しました。そこで担当者からは、様々な事情で相続登記が完了しない場合などは、機構を介した貸借以外に、個人間の契約として耕作者と農作業受委託をする方法もあることを提案し、その契約書のひな型をお渡ししました。2 件目、西坂元地区で祖父名義の農地を相続予定の方から相続手続きについて、また貸借あるいは処分する場合の手続きについての相談でした。回答といたしまして、名義変更に係る届け出については、別途進めているとのことなので相続登記完了後には、農業委員会に農地法 3 条の 3 の届け出を行うようご案内し、貸借の件については、1 件目と同様に貸借相談会にご案内しました。そこで担当者か

ら、借り手については探してみると。結果については、また連絡しますとお話があったようです。

3 件目、飯野山付近東坂元地区でみかんの栽培をはじめたいと考えている方から、栽培に適した休耕田などあれば紹介してほしいとの相談でした。回答といたしましては、竹林推進委員に既に相談されており、引き続きご指導いただくとして、桃なら栽培が盛んなので地元農家や J A から技術指導を受けることができると案内しました。貸借については、目をつけた農地があるというので、これまた貸借相談会の会場へご案内しました。貸借手続きについては、手続きの仕方や貸借終了時には原状復旧が必要など説明し、栽培方法については、普及センターの果樹担当を紹介し、相談するよう案内しました。目星をつけた農地については、結局未相続地であったようですので、貸借可能な農地については今後改めて相談に乗りますとお伝えしました。最後に綾歌センターの相談内容ですが、貸借関係の書類を紛失したため、現在の状況がわからないとの相談でした。農地台帳を確認し、貸借の内容をお伝えしました。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。

飯山市民総合センター開催分は 6 月 27 日尾崎委員、市役所本庁開催分は 7 月 7 日富田委員、綾歌市民総合センター開催分は 7 月 10 日松永委員の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。偶々、私が相談を受けた日は、飯山のセンターで農地機構の相談もあったので、割合、順送りで行けたんですけど、なんか偶々一緒になったそうなんです、計画していたら農家相談からすぐに機構の相談に案内できるので、今後、その点配慮してもらいたいなとも思っているのですが、また、皆さんのほうで意見があればお教えください。それでは、今の相談案件について、他にご質問等ございませんか。それでは次回の相談よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告事項ございませんか。

●事務局長（大西良明君）

その他はございません。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第 30 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 31 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 33 号 非農地証明願について、議案第 34 号 許可後の事業計画変更申請について、報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、以上ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 30 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の提案説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。議案書の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしくお願します。議案第 30 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 14 件です。

1 番 中津町・・・合計面積 344.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番 新田町・・・合計面積 1,146.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

3 番につきましては、申請者の申し出により取下げとなっております。

4 番 川西町北・・・合計面積 5,216.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、分家独立している譲受人へ無償による所有権移転を行

うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。2 ページをお開きください。

5 番 原田町・・・合計面積 138.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ生前贈与により無償で所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

6 番 飯野町東二・・・合計面積 532.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

7 番 飯野町東分・・・合計面積 650.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を計画する譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

8 番 飯野町東分・・・合計面積 446.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

9 番 垂水町・・・合計面積 453.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を計画する譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜や花を作付けする計画が提出されています。3 ページをお開きください。

10 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 90.24 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を計画する譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

11 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 4,916.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻や麦を作付けする計画が提出されています。

12 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 339.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を計画する譲受人へ無償による所有権移転を行うものです。申請地で野菜等を作付けする計画が提出されています。

13 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 634.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ無償による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。4 ページをお開きください。

14 番 飯山町東小川・・・合計面積 49.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ無償による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上 14 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業 常時従事要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●農地利用最適化推進委員（村山雅美委員）

14 番の案件について、位置図に斜線が入ってないけど入れ忘れたんですか、申請地と記載している 2 枚の農地が今回の申請地ですか。

●事務局員（佐々木武志君）

位置図の表示が見つらいのですが、申請地と記載している部分の右側に上から下に黒く塗りつぶしている狭い農地が今回の申請地です。なお、今回、取得される方はその農地の東側の農地を所有している方です。

●会長（松永哲夫君）

他に何かご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、整理番号1番から2番、4番から14番までの各案件13件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特にご異議も無いようですので、議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請13件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、5ページをお開きください。議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は6件です。

1番 川西町南・・・合計面積1,363.54㎡（内併せ利用地1,241.54㎡）【議案読み上げ】

この案件は、申請地を自己所有農地への進入路を確保するために整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番 綾歌町岡田東・・・合計面積960.51㎡（内併せ利用地591.56㎡）【議案読み上げ】

この申請地は、平成6年頃に農業用物置を建築しており、今回、当該地の一部を自家用車の駐車場に整備する計画となりましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、駐車場の整備を図るものです。申請地は、農用地 区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 689.00 m²（内併せ利用地 380.00 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、住宅用地として拡張していましたが、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き、住宅用地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番 飯山町西坂元・・・合計面積 980.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅2階建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。6ページをお開きください。

5番 飯山町西坂元・・・合計面積 15.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成5年頃より公衆用道路として利用されていますが、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き、公衆用道路として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番 飯山町川原・・・合計面積 1,148.00 m²（内併せ利用地 485.00 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、平成18年頃に農家住宅用地として拡張していましたが、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き、住宅用地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上6件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題な

いことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題は無いものと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。議案第 31 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 6 番までの各案件について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永 哲夫 会長）

議案第 31 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 6 件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。次に、議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

7 ページをお開きください。議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は多いですけど 27 件です。

1 番 中津町・・・合計面積 4,008.00 m²（内併せ利用地 1,825.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸車両置場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 柞原町・・・合計面積 360.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅平屋建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。8 ページをお開きください。

3 番 川西町北・・・合計面積 5,670.25 m²（内併せ利用地 367.25 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 17 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。9 ページをお開きください。

4 番 川西町北・・・合計面積 270.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番 川西町南・・・合計面積 952.55 m²（内併せ利用地 858.55 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 5 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番 川西町南・・・合計面積 16,299.52 m²（内併せ利用地 15,091.52 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、敷地拡張し、駐車場・作業場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番 川西町南・・・合計面積 1,363.54 m²（内併せ利用地 1,301.54 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、自己所有農地への耕作路の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。10 ページをお開きください。

8 番 郡家町・・・合計面積 1,633.96 m²（内併せ利用地 15.96 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 6 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9 番 郡家町・・・合計面積 3,462.40 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地 2 階建住宅 12 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10 番 郡家町・・・合計面積 634.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、接骨院兼住宅 2 階建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。11 ページをお開きください。

11 番 郡家町・・・合計面積 133.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、自己所有農地への進入路の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12 番 三条町・・・合計面積 331.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建 1 棟及びガレージ 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13 番 三条町・・・合計面積 1,310.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事業用の資材置き場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14 番 飯野町東二・・・合計面積 495.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗平屋建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。12 ページをお開きください。

15 番 飯野町東二・・・合計面積 13,913.16 m²（内併せ利用地 7,550.16 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅 2 階 21 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。13 ページをお開きください。

16 番 垂水町・・・合計面積 400.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅 2 階建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

17 番 垂水町・・・合計面積 1,496.50 m²（内併せ利用地 108.50 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の拡張整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

18 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 494.51 m²（内併せ利用地 22.51 m²）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅 2 階建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

19 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 494.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅 2 階建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。14 ページをお開きください。

20 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 816.39 m²（内併せ利用地 688.39 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の拡張整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

21 番 綾歌町富熊・・・合計面積 2,671.46 m²（内併せ利用地 109.46 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定条件付売買予定地2階建住宅9棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

22 番 綾歌町富熊・・・合計面積 499.56 m²（内併せ利用地 0.56 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅平屋建1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

23 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 165.44 m²（内併せ利用地 71.44 m²）【議案読み上げ】

この申請地は元々、譲渡人の住宅進入路として利用していましたが、現在は、譲受人が借り受けた農地への進入路として利用されておりますが、今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。15 ページをお開きください。

24 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 406.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、無償による所有権移転を行い、住宅平屋建1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

25 番 飯山町東小川・・・合計面積 1,242.52 m²（内併せ利用地 659.52 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、2階建ての事務所と社宅、1棟ずつの建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

26 番 飯山町東小川・・・合計面積 2,995.76 m²（内併せ利用地 2,148.76 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

27 番 飯山町東小川・・・合計面積 586.60 m²（内併せ利用地 543.60 m²）【議案読み上げ】

この申請地は平成 20 年に戸建ての貸住宅 5 棟を建築した際に、住宅の一部が当該地にかかっていましたが、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、無償による所有権移転を行い、引き続き、貸住宅用地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 27 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

今回この案件が多いのは、4 月の地域計画変更が出てきたものがありまして、今回の議案になったようでございます。これから毎回、そういう形で地域計画変更の 2 か月遅れで、転用申請が上がってくると思います。御審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。ご意見御座いませんか。それでは採決いたします。議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 27 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 27 件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、進達することをいたします。続きまして、議案第 33 号 非農地証明願についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 16 ページをお開きください。議案第 33 号 非農地証明願についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 綾歌町富熊・・・合計面積 7.26 m²【議案読み上げ】

申請地は、農道として整備されており、農道として使用されているものです。

以上 1 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりましたが、只今の説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご異議もないようですので、議案第 33 号 非農地証明願について、整理番号 1 番の案件につきましては、原案通り処理していくことといたします。次に議案第 34 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。17 ページをお開きください。議案第 34 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 3 件です。

1 番 川西町南・・・合計面積 539.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 3 年 6 月 22 日、特定建築条件付売買予定地として、2 棟での整備計画で農地法 5 条の許可を受けておりましたが、土地購入希望者から 2 区画まとめて購入・利用したいとの要望があり、住宅 1 棟及び車庫物置 1 棟での事業計画に変更したいとの申請がありました。2 番については、18 ページにまたがります。

2 番 飯野町東二・・・合計面積 15,007.00 m²（内併せ利用地 6,363.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 2 月 9 日、分譲住宅 26 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けており、現在、22 棟が売約済となっていますが、第 2 期分として、新たに分譲住宅 21 棟での事業計画の申請がありました。19 ページをお開きください。

3 番 土器町西三丁目・・・合計面積 3,215.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 22 年 7 月 27 日、分譲住宅 15 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けており、うち 14 棟の工事が完了していますが、残り 1 棟は購入者の諸般の事情により工期を 2 年延長したいため、事業計画を変更したいとの申請がありました。以上 3 件、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明終わりましたが、只今の説明に対しまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようでありますので、議案第 34 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番から 3 番の各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、20 ページをお開きください。報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてでございます。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動が

あった際に届け出るものであります。報告は5件です。

1 番 飯野町東分・・・合計面積 622.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和6年11月21日頃から30日頃までの間に、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 綾歌町富熊・・・合計面積 5,245.66 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和4年8月1日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。21ページをお開きください。

3 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 1,116.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和6年10月6日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

4 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 4,409.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和7年2月9日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。22ページをお開きください。

5 番 飯山町川原・・・合計面積 6,856.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和7年4月2日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

続きまして、23ページをお開きください。報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知確認についてでございます。報告は1件です。

1 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 3,320.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、耕作目的のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告事項を終わります。以上で6月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前11時00分終了）